

京都市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成20年8月1日

京都市監査委員 高橋 泰一朗
同 井上 教子
同 不室 嘉和
同 出口 康雄

1 氏名及び住所

氏名	住所
脇 巖	京都市中京区間之町通二条下る鍵屋町474番地
南部 啓子	京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町480番地
市木 雅之	滋賀県草津市東矢倉3丁目33番44-5号
筆島 務	京都市西京区下津林番条65番地 レジデンス桂川308号室
竹仲 勲	京都府長岡京市長岡2丁目27番9号
辻本 真也	京都市上京区中長者町通室町西入東長者町536番地の3

2 事務を補助できる期間

平成20年8月1日から平成21年3月31日まで

(監査事務局第一課)